

2022年8月からの変更点

雇用保険の賃金日額および基本手当日額、高年齢雇用継続給付の支給限度額等は、毎年8月から変更されます。本書掲載の以下の箇所については、2022年8月から2023年7月までの間は、以下の金額に読み替えてください。

●11ページ・下 注釈

⋮

※3 60歳到達時賃金の上限額は478,500円、下限額は79,710円です。上限額を上回る、もしくは下限額を下回る場合は、これらの額を計算に用います。

※4 高年齢雇用継続給付の支給限度額は364,595円です。支給額と賃金額の合計が限度額を超える場合、限度額から賃金額を引いた額のみが支給されます。支給額が2,125円以下の場合、高年齢雇用継続給付は支給されません。

※5 上記※3・4の金額は2023年7月までの額で、毎年8月から改定されます。

●14ページ・上の表

■賃金日額に応じた基本手当日額の給付率と上・下限額（60～64歳の場合）

賃金日額	《下限額》 2,657円	2,657円以上 5,030円未満	5,030円以上 11,120円以下	11,120円超 15,950円以下	《上限額》 15,950円
給付率 (額)	《下限額》 2,125円	80%	80%～45%	45%	《上限額》 7,177円

《参考》（45～59歳の場合）

賃金日額	《下限額》 2,657円	2,657円以上 5,030円未満	5,030円以上 12,380円以下	12,380円超 16,710円以下	《上限額》 16,710円
給付率 (額)	《下限額》 2,125円	80%	80%～50%	50%	《上限額》 8,355円

※上の金額は2022年8月から2023年7月までのもので、毎年8月に改定されます。